

再生可能エネルギーの新たな支援制度創設について

1. 背景

高山市には、市域の約92%を占める森林、河川など再生可能エネルギーとして利用可能な自然資源が豊富に存在している。市では、これらの自然資源を活用した再生可能エネルギーの地産地消による2050年の市域ゼロカーボンを目指している。

市の企業立地促進制度では、民間企業による新エネルギー(※)の活用を促進するため、平成28年度に新エネルギー供給業を企業立地促進制度の対象に加えたが、雇用の創出を要件としていることなどから、制度の活用事例は少ない状況である。

特に、太陽光や地熱、風力などによる発電事業においては、雇用など地域への還元が少ないことに加え、域外資本企業による大規模な開発につながる可能性があり、景観破壊や周辺環境への影響、災害や廃棄物処理に関するリスクなどが懸念されている。

※新エネルギー…再生可能エネルギーのうち、バイオマス、水力(1,000kW以下)、太陽光などにより発電・熱利用される国の政策として特に推進すべきエネルギー

2. 基本的な考え方

小規模発電事業の取り組みを後押しする新たな支援制度を、次の考え方にに基づき創設する。それに伴い、企業立地促進制度(新エネルギー供給業への支援)の見直しを行う。

- ・市の特性を活かした小水力及び木質バイオマス発電によるエネルギーの地産地消を推進する。
- ・地域住民、市内事業者の参画により、地域経済の循環及び環境意識の向上を図る。

3. 新たな支援制度

(1) 概要

市内で行われる小水力及び木質バイオマスによる小規模な再生可能エネルギー発電所を建設し、発電された電気は市内消費を基本とする事業に対して支援する。

(2) 補助対象

市民、市内地縁団体、市内事業者等が行う再生可能エネルギー発電所の建設費にかかる費用

参考資料 再生可能エネルギーによる電力の流れのイメージ

4. 企業立地促進制度の見直し

新たな支援制度の創設に伴い、新エネルギー供給業への支援を終了する（既に計画を進めている事業者がいる場合に配慮し、令和7年度から令和9年度まで3年間の経過措置期間を設定する）。

新エネルギー供給業の種類	企業立地促進制度 (令和6年度まで)			新たな支援制度 (令和7年度以降)	
	支援対象	利用実績		支援対象	
バイオマス熱利用	○			○ (木質バイオマス熱電併給に限る)	
太陽熱利用	○			×	
温度差熱利用	○			×	
雪氷熱利用	○			×	
バイオマス発電	○	○		○ (木質バイオマスに限る)	
地熱発電	○			×	
風力発電	○			×	
水力発電 (1,000 kW 以下)	○	○		○	
太陽光発電	○	○		×	

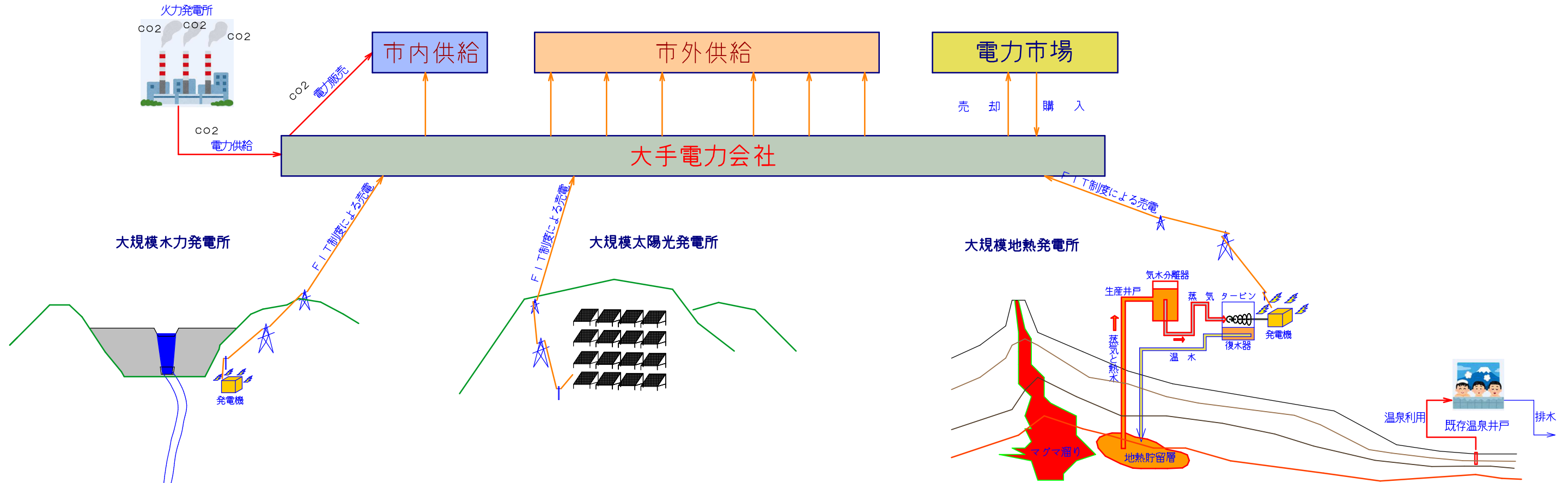
5. スケジュール

令和7年3月	企業立地促進制度に関する例規の整備
4月	新たな支援制度の創設

再生可能エネルギーによる電力の流れのイメージ

参考資料

再エネ電力の流れ（現状）



再エネ電力の流れ（目指す姿）

